

専決処分報告（調停）

令和元年（2019年）9月17日提出

札幌市長 秋元克広

市長において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

記

本市は、市営住宅の滞納家賃に係る未払賃料請求調停事件7件について、次のとおり調停に合意する。

番号	専決処分年月日 事件名	相手方	調停の概要
1	令和元年5月7日 札幌簡易裁判所 平成31年(ユ)第20号 未払賃料請求調停事件	手稲区富丘東 団地の入居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計229,960円を今後分割して令和6年6月末日までに支払う。 (2) 相手方が前号の分割支払又は今後の家賃の支払をそれぞれ通算して3回以上怠ったときは、 ア 相手方は、前号の滞納家賃等の残額を直ちに支払う。 イ 本市は、相手方に対し、前号の市営住宅の賃貸借契約を解除することができる。 (3) 前号により(1)の市営住宅の賃貸借契約が解除された場合には、相手方は、直ちにこれを明け渡す。

番号	専決処分年月日 事件名	相手方	調停の概要
2	令和元年6月6日 札幌簡易裁判所 令和元年(ユ)第43号 未払賃料請求調停事件	豊平区月寒団地 の入居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計204,900円を今後分割して令和3年3月末日までに支払う。 (2) 1の(2)に同じ。 (3) 1の(3)に同じ。
3	令和元年6月6日 札幌簡易裁判所 令和元年(ユ)第44号 未払賃料請求調停事件	東区光星団地 の入居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計171,300円を今後分割して令和6年3月末日までに支払う。 (2) 1の(2)に同じ。 (3) 1の(3)に同じ。
4	令和元年6月6日 札幌簡易裁判所 令和元年(ユ)第45号 未払賃料請求調停事件	東区北栄団地 の入居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計225,500円を今後分割して令和3年9月末日までに支払う。 (2) 1の(2)に同じ。 (3) 1の(3)に同じ。
5	令和元年7月11日 札幌簡易裁判所 令和元年(ユ)第52号 未払賃料請求調停事件	厚別区青葉団地 の入居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計239,700円を今後分割して令和6年6月末日までに支払う。 (2) 1の(2)に同じ。 (3) 1の(3)に同じ。

番号	専決処分年月日 事件名	相手方	調停の概要
6	令和元年7月11日 札幌簡易裁判所 令和元年(ユ)第54号 未払賃料請求調停事件	清田区里塚団 地の入居者	<p>(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃183,100円を今後分割して令和5年4月末日までに支払う。</p> <p>(2) 相手方が前号の分割支払又は今後の家賃の支払をそれぞれ通算して3回以上怠ったときは、 ア 相手方は、前号の滞納家賃の残額を直ちに支払う。 イ 本市は、相手方に対し、前号の市営住宅の賃貸借契約を解除することができる。</p> <p>(3) 1の(3)に同じ。</p>
7	令和元年7月11日 札幌簡易裁判所 令和元年(ユ)第56号 未払賃料請求調停事件	清田区里塚団 地の入居者	<p>(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計279,000円を今後分割して令和6年7月末日までに支払う。</p> <p>(2) 1の(2)に同じ。</p> <p>(3) 1の(3)に同じ。</p>